

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の概要

前文

生命の源である水は、河川の流域を中心に循環し、人の生活や産業活動などの深い関わりを築いており、**県民生活に欠かせない存在**となっている。

しかし、吉野川流域などでは、阿波藍をはじめとする文化を育んできたものの、古来から洪水や濁水等の水に関わる**労苦の歴史**が積み重ねられており、さらに、南海トラフを震源とする**巨大地震等の発生も危惧**され、治水だけでなく**あらゆる災害対応も課題**となっている。

近年、人口構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの**多様な要因が水循環に変化**を生じさせ、それに伴い、更に深刻な洪水や濁水の発生が懸念されるなど、**水問題は、まさに新しい局面**を迎えており、**新たな次元の水管理**が求められている。

ここに、私たちは、先人の絶え間ない治水の労苦の歴史に鑑み、**治水の上に利水が成り立つ**との考えの下、**叡智を結集した総合的な水管理に総力を挙げて取り組むことを決意**し、**将来の世代に対する責務**として、この条例を制定する。

条例の構成

前文

第一章 総則（第一条 第十条）

第二章 治水

第一節 河川等の整備及び維持管理

（第十一条 第十八条）

第二節 浸水被害を防ぐ土地利用

（第十九条 第二十八条）

第三節 河川に係る情報等の収集及び提供

（第二十九条・第三十条）

第三章 利水（第三十一条 第四十四条）

第四章 水循環及び環境

（第四十五条 第五十一条）

第五章 災害対応（第五十二条 第五十八条）

第六章 水教育（第五十九条 第六十四条）

第七章 罰則（第六十五条・第六十六条）

附則

第1章 総則

(1) 目的

この条例は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び濁水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、用水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念

- 流域における水管理は、洪水、濁水、大規模地震等の**自然災害**や少子高齢化等の**社会環境の変化**に対して、安全・安心の確保ができるよう**強靱な県土づくり**を旨として実施
- 流域における水管理は、治水の労苦の歴史に鑑み、**治水の上に利水が成り立つ**との考えの下、**浸水被害を抑えることを最優先**とし、**健全な水循環のもとで、県民が最大限の恩恵を享受**できるよう実施
- 流域における水管理は、水に関する労苦の歴史等についての**水教育を推進**し、流域全体で**それぞれの役割分担の下、総合的かつ一体的に施策を実施**

(3) 役割

水管理の推進に関し、県民、用水利用者及び水利使用者の役割を規定

(4) 責務

流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するための県の責務を規定

(5) 流域水管理計画

流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

(6) 徳島県水防の日

県民一人一人が、水防についての認識を深め、水防活動の一層の充実を図るため**徳島県水防の日(6/5)**を創設

(7) 顕彰

流域における水管理の推進に関し、**功績の顕著な者を顕彰**

第2章 治水

第1節 河川等の整備及び維持管理

(1) 河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理

堤防の整備、洪水調節施設の設置等の対策を効果的に組み合わせて効率的に実施
流下能力を著しく阻害する河川内の堆積土砂、樹木等の除去を適切に実施
著しい浸水被害が発生した箇所については、再度災害を防止し、軽減する対策を実施
高潮、地震又は津波により相当な被害が想定される箇所については、計画的な整備及び適正な維持管理を実施



(2) 河川管理施設等の能力を上回る外力への対応

住民が避難時間を確保できるよう、必要な整備
外力の増大に対応した計画及び設計

(3) 総合的な土砂の管理

土砂の除去、流通及び利用を図る対策
河道、海岸汀線等の観測や、土砂の動態把握
山地の荒廃等による急激な土砂の流出を防ぐ対策
海岸の侵食を防ぐ対策

(4) 県民との協働による維持管理

県民との協働により行う維持管理を推進



(5) 河川管理施設等の計画的な維持管理等

施設の老朽化、損傷等による機能の喪失を防ぐため、計画的に維持管理・更新

(6) 県以外の管理者への要請等

知事は、県以外の河川及び河川管理施設等の管理者に対して、基本理念にのっとり、本条例の河川等の整備及び維持管理の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求める

第2節 浸水被害を防ぐ土地利用

(1) 浸水被害を防ぐ地域づくり

市町村と連携して、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護できる地域づくり
開発行為をしようとする者の、開発区域等における当該開発行為に起因する浸水被害の防止

(2) 浸水想定区域等における避難に係る計画の作成等

要配慮者利用施設、大規模工場等において、避難計画の作成や自衛水防組織の設置等をしない者に対して指導・勧告

(3) 河川等出水警戒区域における建築物の建築の制限

浸水被害の防止・軽減のため、河川整備等と一体となった災害危険区域の指定(河川等出水警戒区域)と、その区域内での建築制限

(4) 雨水の浸透及び保持等に係る機能の維持

農地、森林等を所有する者等の農地、森林等が持つ雨水を浸透・保持させる機能の保全
生態系が持つ浸水被害を防止・軽減する機能の保全・再生を支援

第3節 河川に係る情報等の収集及び提供

(1) 情報基盤の整備

情報通信の技術等の利用による迅速・的確な、河川情報の収集・提供

(2) 事前防災行動計画等の情報提供

最大規模の降雨に対応した浸水想定区域図や事前防災行動計画の策定・情報提供や、ハザードマップ作成への支援



第3章 利水

(1) 貯留機能の維持及び向上

貯留機能の維持・向上により、ダムの延命化を図り、水を安定的に供給

(2) 県以外の管理者への要請等

知事は、県以外のダムの管理者に対して、基本理念にのっとり、施策の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求める

(3) 堰堤の活用

構造・機能に支障のない範囲において、堰堤に係る流水を新たな水資源として活用

(4) 指導

知事は、水利使用者が設置した流路を形成した工作物について、損傷等の異常を発見した場合は、その管理者に対し、適切な措置を講じるよう指導し、限りある水を適正に利用

(5) 流水の活用

多様な流水を活用する取組を実施し、地域に存するエネルギー源として有効に活用



(6) 利水サポート団体

知事は、「利水サポート団体」を認定し、民間活力を活用して、節水及び湧水対策を官民一体で推進

(7) 事前湧水行動計画

「事前湧水行動計画」を策定・情報提供することで、異常な湧水への備えを強化し、湧水被害を軽減

第4章 水循環及び環境

(1) 涵養機能の維持及び向上

森林、農地、河川における水の涵養機能の維持及び向上を図ることにより、健全な水循環の維持又は回復を実現

(2) 水質の保全等

水質の監視、市町村と連携した汚濁負荷の低減施策の実施により、公共用水域等の水質保全を強化



(3) 水循環の把握

河川の流況、地下水の状況等を把握し、健全な水循環の構築に資する施策を効率的に推進

(4) 流域環境の保全等

流域全体の環境、生態系を視野に入れた河川の整備等を行い、持続可能な環境を構築

(5) 先導的な技術の研究開発

事業者及び大学その他の研究機関が実施する、健全な水循環の維持又は回復に関する技術の研究開発を支援

(6) 水量の確保及び水辺の整備等

市町村等と連携した、河川と親しみ、共生するために欠かさない河川の水量確保
観光、スポーツ振興等に資する水辺空間の確保や自然と共生する水辺環境の創出



(7) 県以外の管理者等への要請等

知事は、県以外の河川及び河川管理施設等の管理者等に対して、基本理念にのっとり、本条例の河川環境の保全等の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求める

第5章 災害対応

(1) 市町村への技術支援等

市町村長の**的確な避難指示等**の発令に必要な、情報提供、技術的な助言、連携体制の構築
大規模な浸水被害が発生した場合、排水ポンプ車の出動等、**市町村を支援**

(2) 水防体制の強化等

市町村と連携した**水防拠点の整備、訓練、水防団の強化**



(3) 放置艇の解消

洪水等又は津波による浸水被害の発生時における被害の拡大を防止するための**放置艇解消**



(4) 河川管理施設等の事前復旧計画等

重要な河川管理施設及びダム等が被災した場合、速やかに機能回復するための**事前復旧計画**の策定

(5) 震災時等の河川等の活用

震災時等において、**河川管理施設を避難場所、救援物資等の置場等**として活用



第6章 水教育

(1) 地域における課題を踏まえた水教育の推進

治水・利水の歴史、水に関わる文化など、**地域の課題を踏まえた水教育を推進**



(2) 学校における水教育

水に関わる労苦の歴史・文化を**未来に引き継げるよう学校における水教育を推進し、確実に次代へ継承**



(3) 水教育を推進する環境整備

水教育に関する**教材作成及び提供**

水に関わる歴史・文化の遺産、河川の整備事例等を整理し、水教育に活用

(4) 水に関する行事等を通じた水教育

徳島県水防の日、水の日に関連する**行事等の積極的な実施、活用**により水教育を幅広く推進



(5) 流域における交流の促進

上流水源地域と下流地域の住民との交流機会を確保し、ダムや森林の恩恵について、県民の理解を醸成

(6) 水教育の展開

県民との連携・協働のもと、**県の全域において水教育を展開し、全ての県民の意識・知識を向上**

第7章 罰則

(1) 建築制限に関する罰則

河川等出水警戒区域での認定を受けずに建築した者等は、20万円以下の罰金